

日立市告示第 4 号

日立市自転車等の放置防止に関する条例（平成 4 年条例第 27 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき自転車等の放置を禁止する区域を別紙のとおり指定する。

なお、平成 4 年日立市告示第 53 号及び平成 7 年十王町告示第 16 号は廃止する。

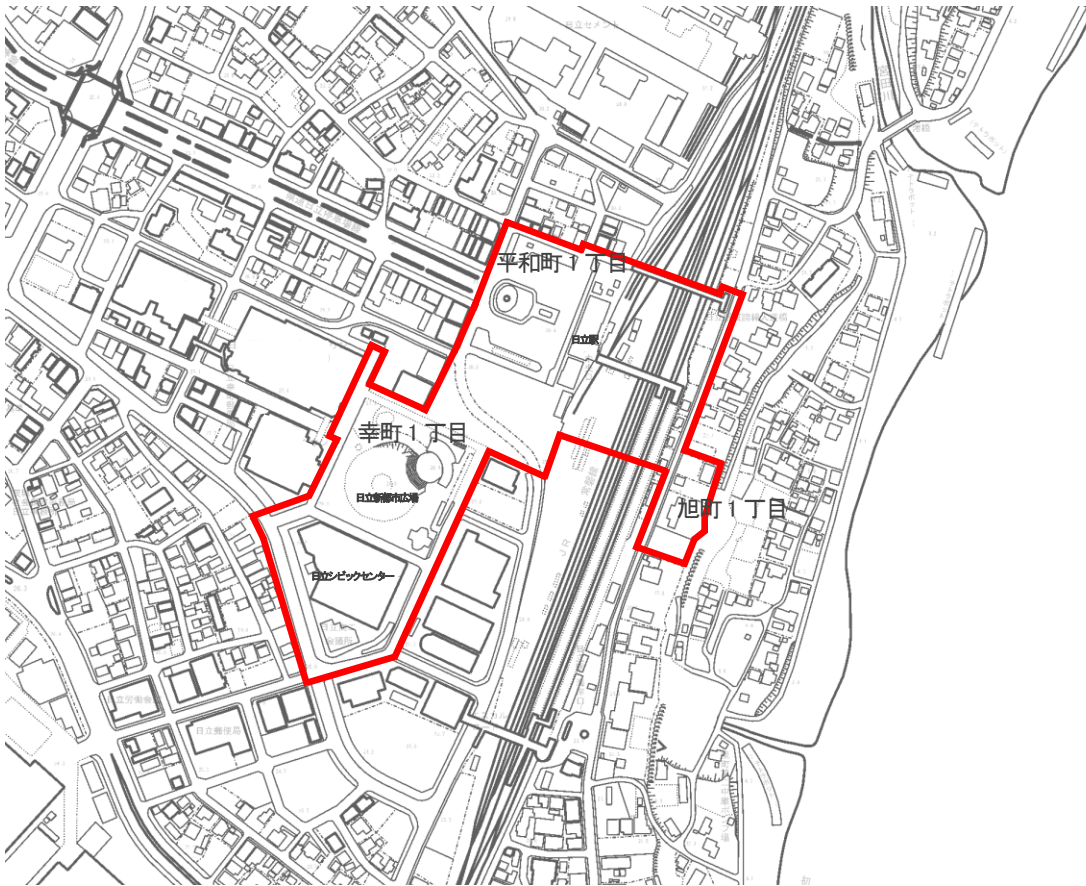
平成 24 年 1 月 16 日

日立市長 吉成 明

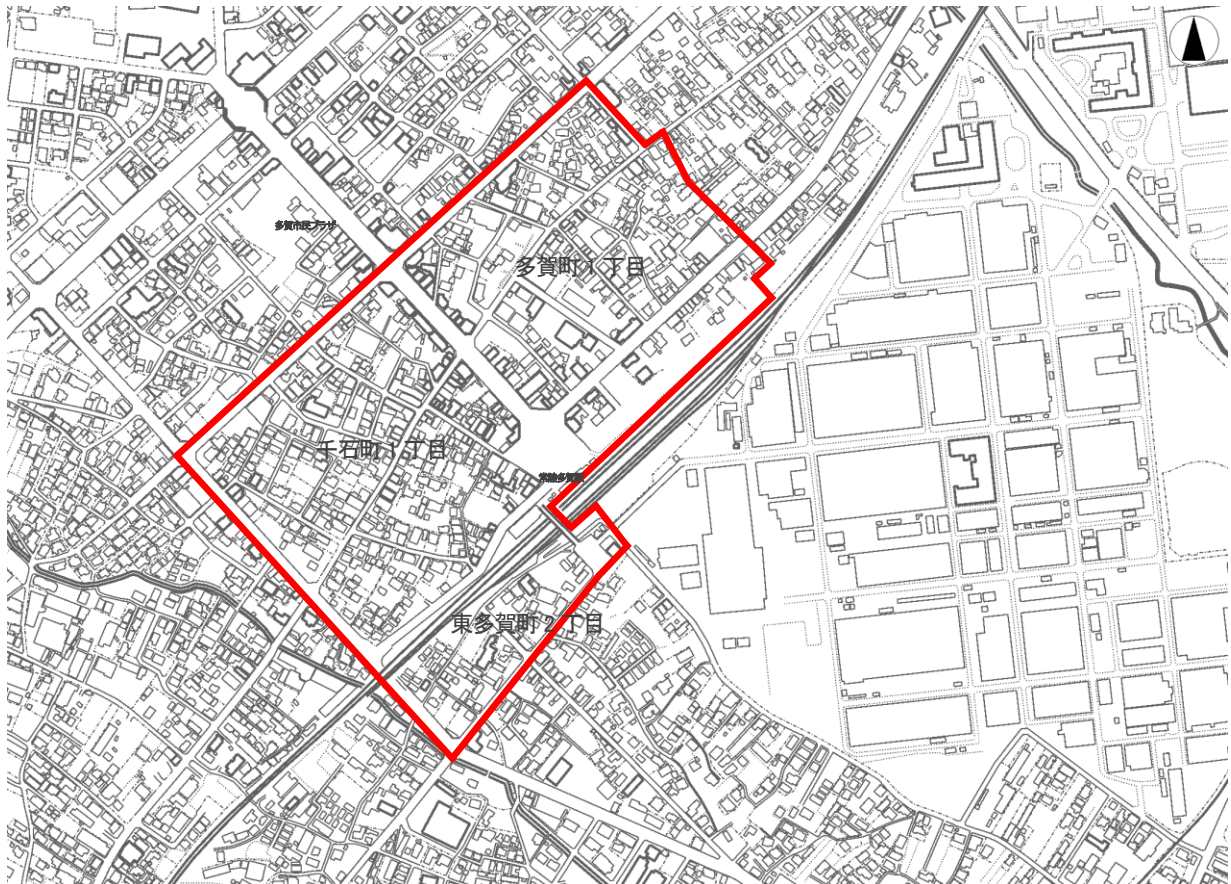
日上市自転車等放置禁止区域

次の1から3までの図に示す太線の枠内の道路、公園、緑地、駅前広場その他の公共の用に供する場所（自転車等の駐車が認められている場所を除く。）を自転車等の放置を禁止する区域とする。

1 日立駅前自転車等放置禁止区域 平成24年4月1日指定



2 常陸多賀駅前自転車等放置禁止区域
平成24年1月16日指定



3 十王駅前自転車等放置禁止区域
平成24年1月16日指定

